

佐賀県建築士事務所の監督処分の基準

1 趣旨

本基準は、佐賀県知事登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者等に対して、建築士法（昭和25年法律第 202 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項又は 2 項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法第 26 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等は、別表第 1 の基準により行うものとする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

二以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うものとする。（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消とする等。）

(3) 個別事情による処分等の加重

違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等（文書による注意にあつては、2 年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第 2 の基準により処分を行うものとする。

5 処分等に伴う措置

- (1) 建築士事務所の開設者に対して処分を行うに当たっては、本人（法人である場合は、その代表者）及び管理建築士を出頭させ、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為のないよう厳に説諭するものとする。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以外の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があった場合は、告発するものとする。

6 施行期日等

この基準は、平成 27 年 6 月 25 日以後に行われる不正行為に対する処分等について適用し、同日以前に行われた不正行為に対する処分等については、なお従前の例による。

別表第 1

基 準 表

処 分 事 由		関 係 条 文			処分事由 対象	処分等の基準
法第 26 条第 1 項の各号					開設者	登録取消
法第 26 条 第 2 項の各号	第 1 号	法第 22 条の 3 の 3 第 1 項～第 4 項 法 24 条の 2～第 24 条の 8			開設者	閉鎖又は登録取消
	第 2 号	法第 23 条の 4 第 2 項	1 号	法第 8 条第 1 号 法第 8 条第 2 号	開設者	開設者である建築士の懲 戒処分に準じた処分
			2 号			
			3 号			
	第 3 号	法第 23 条の 5 第 1 項、第 2 項			開設者	文書注意、若しくは戒 告又は閉鎖
	第 4 号	法第 10 条第 1 項			管理建築士	管理建築士に対して 行われた懲戒処分に 準じた処分
	第 5 号	法第 10 条第 1 項			所属建築士	※文書注意、若しくは 戒告又は閉鎖
	第 6 号	法第 3 条第 1 項 法第 3 条の 2 第 1 項、第 3 項			管理建築士	戒告又は閉鎖
	第 7 号	法第 3 条第 1 項 法第 3 条の 2 第 1 項、第 3 項			所属建築士	
	第 8 号	法第 3 条第 1 項 法第 3 条の 2 第 1 項、第 3 項 法第 3 条の 3 第 1 項			所属者	
第 9 号	法第 26 条第 2 項の事務所閉鎖命令に違反し たとき			開設者又は 管理建築士	登録取消	
	法第 26 条の 2 第 1 項による報告の求め又は 検査に応じないとき				戒告又は閉鎖	
第 10 号				開設者	文書注意、若しくは戒 告、閉鎖又は登録取消	

(注) 所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の建築士事務所の業務における位置づけ等を勘案する。

別表第 2

過去に処分等を受けている場合の基準表

処分事由	処分等の基準
1 別表第 1 の基準により文書注意が相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度処分等を受けているとき	戒告 閉鎖
2 別表第 1 の基準により戒告相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度処分等を受けているとき	3 月以内の閉鎖 3 月以上 1 年以内の閉鎖又は登録取消
3 別表第 1 の基準により閉鎖が相当であるとき	相当である閉鎖期間に 3 月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録取消
4 別表第 1 により登録取消が相当であるとき	登録取消